令和７年４月１日
京成ビルサービス株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和７年４月１日～令和１２年３月３１日

2. 内　　容

目標1　従業員全体の年次有給休暇取得率を90％以上にする

【対策】　令和７年４月～　　前年度の部署毎の年次有給休暇取得率を算出する
　　令和７年９月～　　半期毎に部署毎の年次有給休暇の取得状況を算出し、取得の推進・平準化を図る

目標2　一人当たりの所定外労働時間を月平均45時間未満とする

【対策】　令和７年４月～　　前年度の部署別･社員別の所定外労働時間を把握する
　　令和７年９月～　　半期毎に部署別・社員別の所定外労働時間を算出し、人員配置の適正化・業務分担の平準化を図る

目標3　男性従業員で育児休業を取得する者を1名以上とする

【対策】　令和７年４月～　　前年度までにおいて配偶者が子供を出生した従業員数を把握する
　　令和７年９月～　　制度内容や給付金等についてグループウェア又は社報を利用し周知・啓発する

以上